

次期「教育に関する大綱」の策定について

1 現行の「教育に関する大綱」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議を経て、本県の教育に関する目標や施策の根本となる方針として、現行の「愛知の教育に関する大綱」を2021年2月に策定。

○「大綱」の対象期間

2021年度から2025年度までの5年間

○基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

○基本的な取組の方向

- ①自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます
- ②人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます
- ③健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます
- ④ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます
- ⑤世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます
- ⑥子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます
- ⑦大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

2 次期「教育に関する大綱」の策定（案）

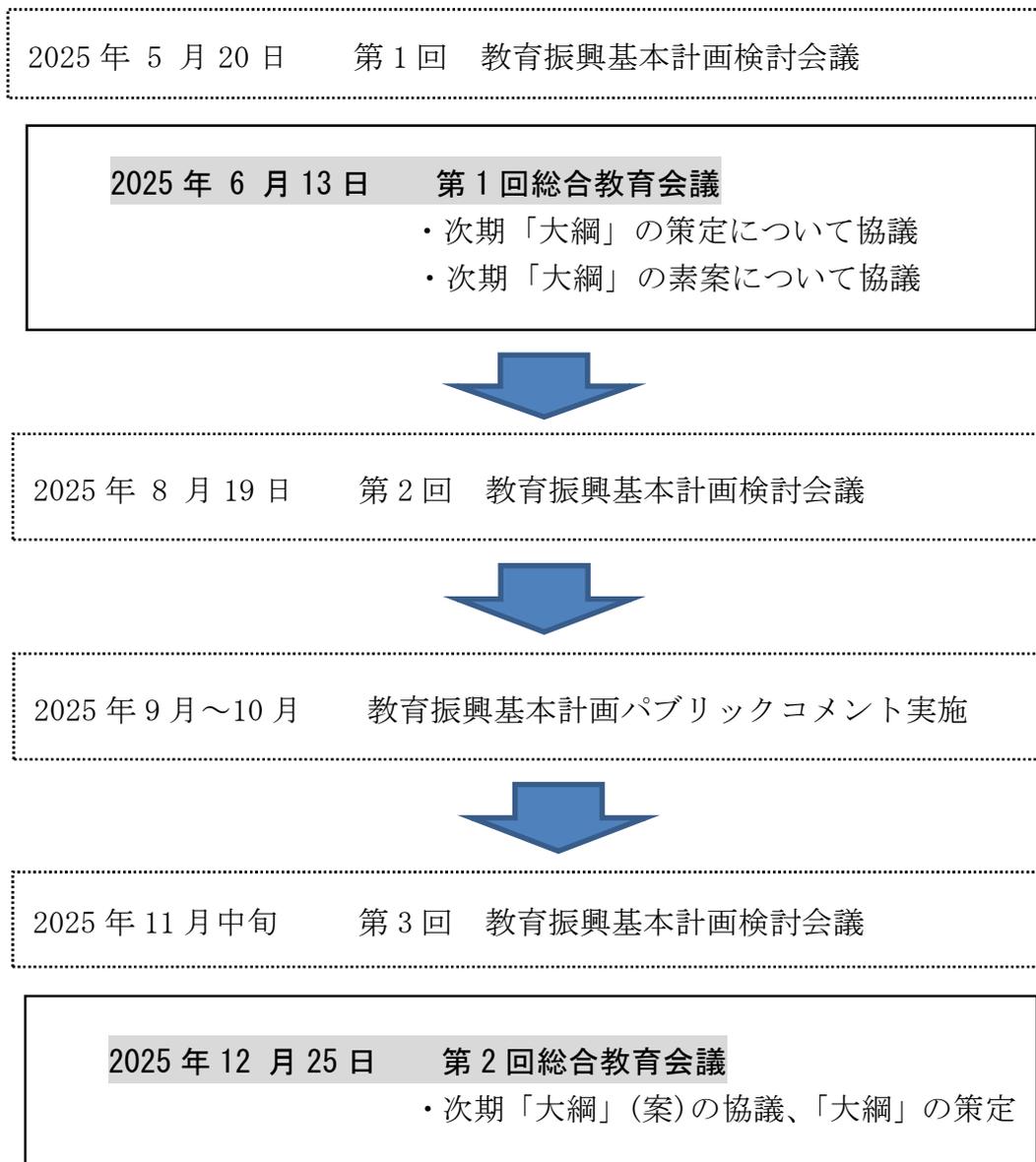
(1) 基本的な考え方

- 現行の「教育に関する大綱」の対象期間が2025年度で終了することから、2025年度中に次期「教育に関する大綱」を策定する。
- 「大綱」と教育振興基本計画を整合性のとれたものにするとし、知事部局と教育委員会が連携して2025年度中に策定する次期「教育振興基本計画」の基本理念と基本的な方針の部分を、次期「大綱」とする。

(2) 「大綱」の対象期間

2026年度から2030年度までの5年間

(3) 策定スケジュール（案）



[参考] 法律上の位置づけ

| | 大 綱 | 教育振興基本計画 |
|-------|---|--|
| 根拠法令 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 教育基本法 |
| 策定主体 | 地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議 | 地方公共団体 |
| 範 囲 等 | 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須 | 地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務 |